２　法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第百二十条第一項の指定に係る業務があることを証する書類

二　法第百二十条第一項の確認を受けたことを証する書類

三　法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第二号の要件を満たすことを証する書類

四　法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号の要件を満たすことを誓約する書類

五　法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類

（法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等）

第百三条　法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、第八十二条第一項各号に掲げる要件を全て満たすこととする。　（新設）

２　第八十二条第二項の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号に規定する法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十二条第二項中「第百十三条第一項」とあるのは「第百二十条第一項」と読み替えるものとする。

（法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第六項の規定による公示）

第百四条　法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。　（新設）

（法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第一項の規定による指定の更新）

第百五条　法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第四項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第百二条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間の満了日とする。　（新設）

２　第百一条、第百二条第二項、第百三条及び第百四条の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第四項において法第百十三条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

（法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項の規定による業務の変更等）

第百六条　法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、法第百二十条第一項の指定に係る同項の特定分野の変更に伴う同項に規定する業務の内容の変更その他当該業務の重要な変更以外のものとする。　（新設）

２　法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項前段の規定による変更後の法第百二十条第一項に規定する業務に従事する医師は、第百一条第一項から第三項までの規定の例により同条第一項の厚生労働大臣の確認を受けなければならない。

３　特定高度技能研修機関の開設者は、法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項前段の規定により承認を受けようとするときは、当該変更後の業務に係る法第百二十条第一項の特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けなければならない。

４　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の確認に係る事務の全部又は一部を、法第百二十一条第二項の厚生労働省令で定める者に委託することができる。